

2005年8月10日

内閣府沖縄総合事務局
局長 様
那覇港湾・空港整備事務所長 様
港湾環境技術指導官 様
開発建設部港湾計画課長 様

泡瀬干潟を守る連絡会

共同代表 内間秀太郎 小橋川共男 漆谷 亮



海上本格工事の「中断」等の要請

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、事業者は、8月8日から平成17年度の海上工事を再開しておりますが、この工事は別紙A-1に記してあるように、容認できるものではありません。

つきましては、次の要請をいたします。格段のご配慮をよろしくお願いいたします。

要請

1. 下記のことが確定するまで、海上工事を「中断」すること。
 - (1) 埋立地の被度・生育面積の減少の要因を確定すること。
 - (2) 大型海草藻場被度50%以上の面積の激減の要因を確定すること。
 - (3) 海草移植技術を確立すること。
2. 埋立て予定地に生息するホウミソ、ニライナゴウナ、エンタシジミ、リュウキュウスダ、カラサキ、深場のコアモ、スイヨウガイ、サゴ類（スキナシトリイ、リュウキュウキツナゴ他）等の新種・貴重種・重要種の抜本的な保全を図ること。それらの種の生息する場の保全を行うこと。そのために、埋立て計画地の抜本的見直しを検討すること。
3. 沖縄県包括外部監査人報告の「事業内容の抜本的な変更や見直しも必要」との提言を尊重し対応すること。
4. 約20%の干潟、それに続く185haの海域が埋立てられることにより残った干潟は健全な干潟ではありえないし、周辺の自然環境が劣化することは新港地区の例をみても明らかである。事業者は、「干潟面積の約80%が今のまま残る」ので、自然環境は保全されるかのように宣伝している。そのような非科学的な宣伝をやめること。
5. 事業者が、手植え移植実験の結果、「手植え移植は適応性が高い」と判断し、手植え移植事業を行った根拠「St. IIは良好な状態であり、移植したリュウキュウアマモ、ホウバアマモ等は順調に生育し、周辺の自然藻場とほぼ同じ状況である。」が根底から崩れている。事業者が宣伝している「海草移植実験を実施し、これまでのところ良好な成績をえているため、移植は技術的に十分可能」という宣伝に使われているSt. IIの結果を公表し、間違った宣伝を撤回すること。

以上

本格海上工事を直ちに止めよ (アピール)

事業者(国・総合事務局、沖縄県、沖縄市)が本日から始める今年度の工事は、沖縄県が海上工事に着手する、浚渫工事を始める、浚渫土砂の埋立を始めるなど、埋立工事の本格化です。

私たちは、県民・世界の宝、泡瀬干潟がこれ以上破壊されることを見逃すことは出来ません。

泡瀬干潟とそれに続く浅海域はホウミヒメ、ライオンイカ、リュウキュウスタ、コンタジミなど新種・貴重種・重要種が続々発見される、世界的にも極めてまれな貴重な場所です。新種等を埋立てる、移動する、工事区域から少し離れているので対策しない等は、自然環境の保全、種の保全の立場をかなぐり捨てたものであり、世界の流れに反し、先進国として恥ずべき行為です。また、埋立区域内には、沖縄の他の海域では絶滅した貴重なカゴも生息しています。都市の近郊でこのような場所は泡瀬以外にはありません。観光を重要な産業としている沖縄県にとっても、沖縄市にとっても、この場所は観光資源として保全すべき宝の海域なのです。

沖縄県包括外部監査人は、泡瀬干潟埋立工事は「事業内容の抜本的な変更や見直しも必要」と指摘しています。次はその要旨です。

1)「海洋性の拠点」等の形成の根拠が明確でなく、需要予測が甘い。計画も抽象的であり、巨額(約491億円)を投ずべきか検討必要。事業内容の抜本的な変更や見直しも必要である。

2)事業費の財源として起債を行うことから、隣接の新港地区同様の厳しい財務状況に向かう可能性が十分想定される。

客観的・公正に県の事業を評価するのが「外部監査人」の制度です。沖縄県知事の任命によって行われ、知事に報告し、事業の検討を求めるものです。監査人が「抜本的な変更や見直し」を提言したことは、これまで私たちが指摘してきたことが正しかったことを証明しています。

事業者はこれまで行った海草移植の評価を行っていますが、「成功」ではありません。移植海草が一応生き残っているのに藻場生態系は維持されているが、移植時の状態には至ってなく、今後もモニタリングを継続する必要がある、としているのです。海草移植を審議する海草藻類専門部会でも「成功」とは確認されておらず「機械移植・手植え移植等の海草移植だけでは藻場生態系は維持できない」というのが大方の結論です。事業者はこの事態を取り繕うために「海草が生育できる場を創造する」ための実験を提起していますが、どの程度の実験をするのか、成果があるのかどうか等これから審議するのです。仮に成果があったとしてもそれが分かるのは数年先です。現時点で大型海草の移植技術は確立されていません。埋立の前提「海草移植」は確立されていないのに埋立工事は進めるということはアセスの趣旨に反します。

泡瀬海域の自然海草藻場が劣化していると事業者は報告しています。特に大型海草被度50%以上の海草藻場が平成13年度56.8haから平成17年度1.8haに激減しているとの報告には愕然とします。絶滅危惧種クビレイトロも今年は被度・面積が例年に比べ大幅減少しています。海草藻場の激減、クビレイトロの激減の原因は何でしょうか?事業者は、これまで「台風」が原因と断言していましたが、現在、その原因は確定できずその解明を始めていると言います。「埋立工事」が始まってからそのような現象が起こっていますから、「埋立工事」も原因として十分考えられます。原因が解明されるまで工事を中止することは、自然環境に配慮するというアセスの趣旨からも当然です。「被度50%以上の大型海草藻場は工事区域内にないので、移植なしで工事は続行する」態度は、藻場生態系の保全の趣旨に反します。

以上指摘した以外にも、新港地区FTZの問題、港・航路の浚渫の必要性・緊急性の問題、埋立地の土地利用の問題、沖縄県・市の財政負担の問題等があります。このように、泡瀬干潟埋立事業はなお多くの問題点を抱えているのです。

世界に誇る貴重な泡瀬干潟を、多くの問題点を抱えたまま、そのまま埋立ててもいいの?

原点に立ち返って、今一度考え直しましょう。破壊された自然は元には戻らないのです。